

# 富山海区漁業調整委員会議事録

## 1 開催の日時及び場所

日時 令和5年6月30日（金）午後1時30分から午後2時40分  
場所 森林水産会館33号室

## 2 出席委員

網谷繁彦、三國嘉彦、中村好成、鷺北英司、濱田清人、荻野洋一、  
大浦清和、水島洋、島崎慎一、上野佳弘、高松賢二郎、塩谷俊之、  
河合雅司

（欠席委員：森本太郎、坂田博美）

## 3 議長

議長：網谷繁彦

## 4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の  
規定に基づき、当委員会は成立

## 5 議事録署名委員の指名

水島洋、鷺北英司

## 6 県職員

南條副主幹、飯野主任

## 7 事務局職員

辻本事務局長

## 8 付議事項（議題）

### （1）定置漁業の免許について（諮問）

県水産漁港課の飯野主任から、資料1により、「定置漁業の免許について」諮問された。

4月28日の海区委員会で皆様から承認いただいた漁場計画について、同日付けで公示した。今回、定置漁業の免許申請があったため、皆様にお諮りする。1枚目が県から海区への諮問文となっている。横表には、定置漁業権の免許申請状況を示している。参考は、この横表一覧をまとめたものになる。申請期間は、令和5年5月1日から同月31日までとした。漁場計画については、定第1～79号までの79件を示している。計画では現行と同じ79件となっている。次に、申請状況は76件となっている。現行より3件減った。経営形態別申請件数では、個人が現行の2件から9件に増えており、現行で共同申請していた方が個人の申請に変更したためであ

る。個人共同では、現行の 43 件から 34 件になっている。有限会社は現行と同じ 20 件となっている。株式会社については、1 件減って 9 件となっている。漁業生産組合については、現行と変わらず 4 件となっている。申請経営体数をみると、個人が 3 者、個人共同が 11 者、有限会社が 10 者、株式会社が 2 者、漁業生産組合が 2 者となっている。各経営体は何件の免許申請したかについては、(4) にまとめた。1～3 件が多いが、多いところでは 9 件の申請となっている。漁場計画については現行から変更はないが、申請の変更箇所について (5) に示した。免許番号定第 1、2、11 号では、現行では浜田清人ほか 47 名であったが、今回は個人の申請になった。定第 3 号では、現行では水島洋となっているが、今回申請はなかった。定第 6 号では、現行では池田博ほか 4 名となっているが、今回申請はなかった。定第 16～18、20、24 号では、現行では貫和司郎ほか 78 名であったが、今回は貫和氏単独の申請になった。定第 49、54、59 号については、代表者尾山春枝ほか 7 名が、代表者塩谷俊之ほか 7 名となり住所も変更された。定第 64 号では、角川漁業株式会社が現行の漁業権者であるが、今回申請はなかった。定第 66、68、72 号と定第 69～71 号では漁業権者が入れ替えとなっており、前者では三國嘉彦ほか 5 名から森本太郎ほか 7 名に、後者では森本太郎ほか 7 名から三國嘉彦ほか 5 名になっている。最後に、定第 73～75、77、78 号では代表者大西武彦ほか 14 名が代表者酒井孝ほか 14 名に変更された。競願状況については、各漁業権に 1 者の申請となっており、競願はなかった。

島崎委員から、79 件の定置漁業権のうち、今回 76 件の申請となっており、残り 3 件について、あらためて募集することになるのか、これで終わりとなるのか。

飯野主任から、当面はこれで終了となる。次の漁業権の切り替えまで 76 件となる。

このほか、委員からの質問等は無く、2 つ目の議題に移った。

## (2) 第 15 次定置漁業権免許における適格性について (審議)

事務局の飯野主任から、資料 2-1 により、審査の具体的な方法についてお諮りする。先ほど県から定置漁業権の免許の申請について諮問があり、海区漁業調整委員会として適格性を審査する必要がある。1 番に、根拠として、漁業法第 70 条にあるとおり、法第 69 条第 1 項で申請があったときは、県知事は海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされている。2 番の審査の具体的な方法について、資料 2-2 の適格性調書に基づき、先ほどの定第 1 号から 1 件ごとに、「異議あり」、「異議なし」の声で採決する。もし、「異議あり」の声があった場合は、投票等で詳細に審議することとしたい。1 件ずつということで、※1にあるとおり、水産庁長官通知が来ており、同一人の申請による複数の種類の漁業の免許の申請を一括して審査を行うことがないようにされたいとなっている。また、委員の間に異論のない場合は、特にこの点について投票を行う必要がないとされ、すなわち、「異議あり」の声が特に出なければ適格とみなすという

形にさせていただきたい。自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する申請の審査の場合は、関係委員にご退席いただく。具体的には、ちょっと椅子を引いていただくことにしたい。法第 146 条に、自己に関する案件については議事に参与することはできないとなっている。

定置漁業権免許における適格性の審査方法について、委員から意見や質問はなく、審議方法については事務局案どおり承認された。

引き続き、事務局の飯野主任から資料 2-1 の 3 番から説明があった。漁業法第 71 条第 1 項に基づき、免許しない場合については①～④の 4 つあり、①申請者が漁業法第 72 条に規定する適格性を有する者でない、②海区漁場計画と異なる申請、③その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある、④漁場の敷地が他人の所有である場合や水面が他人の占有に係る場合で同意がないものとなっている。4 番にあるとおり、定置漁業権の免許の適格性については、漁業法第 72 条第 1 項に規定されており、適格性を有する者は、①～④のいずれにも該当しない者となっている。①漁業又は労働に関する法令で、※3にあるとおり漁業法や水産資源保護法など漁業生産に関する法令となっており、労働に関する法令とは、労働組合法や労働基準法などであり、法律を遵守せず、かつ、今後も遵守する見込まれない者、②暴力団員等、③法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうち①、②のいずれかに該当する、④暴力団員等がその事業活動を支配するとなっている。申請書類をチェックしたところ、②～④については、全ての申請者が該当しない旨を記載した誓約書を提出している。最後に、5 番にあるとおり、県が求めている免許申請の書類について、漁業権免許申請書、事業計画書、漁具の敷設図、誓約書、共同申請の場合は代表者選定届、共同申請理由書がある。個人としては、住民票の写し又は氏名・生年月日を証する書類、漁業に関する職歴調書、事務所の所在地を記載した書面となっている。有限会社や株式会社では、定款・規約、登記簿謄本、議事録等となっている。漁業生産組合についても、定款・規約、登記簿謄本、議事録、組合員名簿、出資口数簿、組合員の漁業に関する職歴となっている。全申請者が県の求めた資料を全て提出された。

事務局の説明に対して、意見や質問等はなく、全部で 76 件の審査を行うこととなった。適格性の審査は資料 2-1 に基づき 1 件ずつ行われ、その結果 76 件全て「異議なし」とされ、申請者に適格性があることが議決された。これにより、資料 2-3 の答申案により県から諮問のあった「定置漁業の免許」について、「異議なし」として答申することが承認された。

(3) 令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の概要について  
(報告)

辻本事務局長から、資料 3 により「令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の概要について」説明された。

全国海区漁業調整委員会連合会通常総会名は、令和 5 年 5 月 26 日に東京都のアジュール竹芝で開催され、網谷会長と辻本事務局長が出席した。

この総会は、長らくコロナ禍で開催されなかったが、4年ぶりに開催された。この総会まで、静岡海区の方が会長をされていたが、今回、福島海区の今野氏に交代となった。

まず、第1号議案として、令和4年度の事業報告書、収支決算書及び余剰金処分案の承認として、1～9ページに記載のとおり、承認された。

第2号議案として、令和5年度の事業計画書案及び収支予算書案が11～14ページに記載され、承認された。

第3号議案は、国への要望活動の議案として、17ページの新規要望にある8項目について要望することで合意された。18ページに、漁業監督吏員の資質向上として、訓練・研修を拡充すること。違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化として、アワビやナマコなどの流通に対する監視体制を強化すること。沿岸くろまぐろ漁業のあり方について、広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会を跨ぐ承継承認、廃止見合新規のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、現行の知事管理、属人管理ではなく、大臣管理として国で管理すること。AISを活用した事故防止・安全航行の指導として、AISとは船舶自動識別装置のことで、AIS利用の普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。漁獲量を正確に把握する仕組みの整備として、TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整えること。本県に関わることで、定置網漁業の特性に応じた資源管理型の新技術の開発・普及として、定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択制の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。遊漁者に資源管理を行わせる体制整備として、漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進めること。最後に、ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化として、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償するため、ミニボートの保険加入を義務付けること。また、日本漁船組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも当該保険対象とするよう働きかけること。以上8項目を要望することとなっている。最後に、資料20～37ページに各要望項目が載っており、前回からの追加箇所にアンダーラインを引いている。

第4号議案として、39ページに次期通常総会の開催地について、東京都で開催することで承認された。

委員から意見や質問等は無かった。

(4) 北陸4県5海区漁業調整委員会会長会議への提案議題について(協議)

辻本事務局長から、資料4により「北陸4県5海区漁業調整委員会会長会議への提案議題とスケジュールについて」説明された。

北陸4県5海区会長会議が、令和5年9月4～15日の間の1日で、石川県金沢市で開催される。ここに議案をあげ、次に日本海ブロック会議に集約される。このブロック会議は、令和5年10月12～13日に山口県で開催され、網谷会長と辻本事務局長が出席する。全国海区の理事会・役員会が12月から5月にかけて調整され、通常総会が令和6年5月末から6月上旬に開催される。ここで全国の要望を集約して、中央省庁への要望活動となる。今年度は、7月11日に開催され、網谷会長と辻本事務局長が水産庁はじめ関係省庁へ要望活動に行くことになっている。要望に対する回答は、書面で令和4年度には8月3日に出されており、今年度も同時期となる見込み。

富山県から北陸4県5海区への提出議案を2ページに示した。クロマグロの資源管理についての要望となっている。現在、富山湾がクロマグロの漁場となっており、密漁が目立つ状況にある。県としても取り締まりをしているが、取締船1隻だけだと十分でないということで、国にも、取り締まりの強化を協力していただきたいと要望したい。下線の部分に、新しく文言を付け加えている。下線部には、また、クロマグロ資源の維持回復のためには、遊漁者等も一体となった取組みが必要であり、資源管理の制度やその重要性を広く周知する必要がある。5番には、遊漁者の漁獲報告や通知、指導が的確に行われる体制を構築するとともに、違反者への取り締まりを強化することとしている。このように、富山県から要望をあげたい。3～8ページには、昨年度に日本海ブロックから全国に対して提出した議案を参考までに付けている。3～4ページには、クロマグロの資源管理について、5ページには、沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整及び制限について、6ページには外国漁船の取締強化と漁業者の安全確保について、7ページにミニボート利用者の資源管理と危険行為の防止について、8ページに遊漁者に対する操業ルール作りと漁業との調整についてとなっている。まず、2ページ目のクロマグロの資源管理について提案したいのでご審議をお願いします。

網谷会長から、今年の4～5月には、あまりプレジャーボートでクロマグロは釣れていなかったが、6月から、今までは新潟とか秋田、山形まで行かなくては釣れなかったが、富山湾内で80 kgとか100 kg以上のものが釣れているという情報が入っている。遊漁者が、全部ちゃんと国の方へ申請をあげているが不明である。携帯で国に直接に報告できることになっているが、多分、全員が報告していれば、多分1日で終わってしまうぐらい全国で釣られていると思う。全国で8トンしかなく、30県で割ると1県あたり200 kgあまりしかなく、1日の時点で終わってしまうと思う。全国で集計するのに1週間から10日かかるであろうから、大体10日間ぐらいは野放しになっているはず。その辺を県や委員の方が、どう捉えているかということだと思う。

高松委員から、こういう形で要望されることは結構だが、委員として、遊漁者の漁獲実態の情報があまりない。直接、遊漁者が報告することになっているが、どれくらいの報告数があるのか、富山県からどれくらい報告があるのか、そういった状況がわからないので、要望する裏付けがないので不安である。そういう情報を提供していただきたい。

南條副主幹から、具体的な報告数あるいは富山県からの話は、水産庁に問い合わせ確認したい。

高松委員から、水産庁が遊漁者からの報告として全体の情報を持っているのか。

南條副主幹から、もちろん持っており、それに基づいて漁獲規制をしている。

高松委員から、漁業者だけで何トン捕っているかということが情報提供されているから議論ができる。遊漁者も結構捕っているだろうと想像しているだけ。だから要望しなくてはならない。何もわからずに要望するという感じがする。

網谷会長から、結局、リアルタイムでの水揚げ状況がわからない。国に申請しても集計されるのに1週間から10日はかかる。これでは、全く意味がない。ほとんど1日で消化しているものを、なぜそんな10日間も待つ必要があるのかということで、もっと国にリアルタイムで水揚げがわかるような、本当は国でアプリを持っていて、遊漁者に100%強制的に使わせるような術がない。漁業者はこれだけ守っている。実際の数字は、10倍ぐらいの数字の水揚げがあると思う。県からも一層国の方に今高松委員が言われたようなことを聞いていただきたい。

河合委員から、基本的な質問だが、漁業者の方は漁港に帰ってきてクロマグロの重さを測ると思うが、プレジャーボートの方は、陸上に帰ってきて重さを測れるのか。重さを測れる装置はあるのか。

網谷会長から、基本、30 kg 未満は釣っては駄目。しかし、28~29 kg のものを30 kg のマグロの釣りましたといえば通用してしまう。

辻本事務局長から、遊漁者の方は、100~200 kg の魚体を測る装置はほとんど持っておらず、体長から体重に変換する式があるので、それをもとに報告していると思われる。遊漁船業者であれば、県に届出があるので、誰が営業しているという情報は把握できるが、プレジャーボートとなると個々の釣獲情報は県では把握できない。本県の漁業取締船で何件か違反を現認しているが、富山湾は広く、取締船1隻でどこまで取り締まりできるかという課題がある。今、遊漁の枠を超えており、6月中旬から30日までは全く捕れなくなっているが、ボートで出ている実態が現実問題として発生しており、どういったレベルで取り締まりできるか、国との連携も今年行ったが、全然追いついていない状況もあり、国の方にも取り締まりの体制強化をお願いしたい。

河合委員から、富山湾では、プレジャーボートによって100 kg 近いクロマグロが釣れる状況になっているのか。クロマグロの数が増えているのか。

網谷会長から、増えていると思う。釣り団体やスポーツフィッシング団体からの要望は、これだけクロマグロが増えているのに、大西洋とか他の区域では釣りを許可しているが、日本だけ何故できないのかという意見がある。最初の1年はシャットアウトしたが、団体の意見に押されて年間40トンだけ許可したのが水産庁の方針である。今から40年前ぐらいまでは、富山湾で100kgクラスのマグロが飛び跳ねるということは夢物語みたいな感じであったが、最近では水さえ綺麗であれば、マグロが飛び跳ねている姿が見えるようである。漁具や釣り方も随分変わってきて、昔は、北海道や大間で釣っているように、トローリングして漁船で釣っていた。今のジギングみたいな漁法だと、魚がいれば必ず釣れるようで、問題は釣れても船の上まで揚がるかどうか。最近ではプレジャーボートも電気ショッカーやウインチ付けたりしているようである。

三国会長代理から、現在、富山湾にマグロが大量に入っているという情報を聞いている。しかも、定置網には入ってこずに、沖の方で飛び跳ねている。とんでもない数だという情報もある。うちの網でも2本ほど漁獲したが、3本入ったら結局逃がすしかない。売っていいのは2本までで、400kgでシャットアウトしており、もったいない話だ。

辻本事務局長から、クロマグロの資源管理ということで、北陸4県5海区に議題をあげていくということによいか。もう1点、今年度の4県5海区会議の開催県は石川県が担当県となっており、石川県から、日本海ブロックだけ、北陸4県の意見を取りまとめて、日本海ブロックに行って、全国に行くという流れになっているので、4県5海区会議を開催せずに、直接、日本海ブロックに集まって議論すればいいのではないかという意見がある。来年度以降、北陸4県5海区会議を取り止めてはどうかという提案がなされている。ここで皆様のご意見をいただきたい。北陸4県5海区会議は、新潟、佐渡、富山、石川、福井となっており、定置網など漁場利用の形態が近く、トラブルがあった場合は集まった方がよいということで、北陸4県5海区という単位で1回意見のすり合わせをして、日本海全体の要望事項として取りまとめをしていた経緯がある。コロナ禍を挟み集会ができなくても、全国要望の取りまとめができた状況があり、簡素化しても良いのではないかと意見がある。継続すべきだという意見もあるし、情報やインターネット等がある中で、これをベースにやれば良いとの意見もある。

高松委員から、辞めるのは簡単である。定置漁業が中心の県であるならば、情報交換は大切である。集まってやるのか、書類だけでやるのかは別として、こういった組織や会議は大切ではないか。

網谷会長から、全国の会議での検討では、県の要望を国に伝えることが必要なことである。会議に出る前に勉強して行っているつもりで、そこで一言でも必ず意見を言うという方針で最近やらしてもらっている。

辻本事務局長から、海区という権限を持って、積極的に訴えていかなければならない。今度、石川県で開催される北陸4県5海区会議に、会長と私が出席するので、その時にまた議論し、ご意見を伺いながら方針を決め

たい。高松委員の意見は、伝えるようにする。

(5) その他

高松委員から、漁業の監視・取り締まりにドローンなどを使っている事例はあるのか。いろんな作業でドローンを利用しているので、広範囲なエリアを把握するのに有効ではないか。

南條副主幹から、それに特化した情報収集をしたことがなく、今後、調べてみたい。

網谷会長から、ドローンで監視したら良いということで、以前調査したところ、氷見消防署はドローンを持っている。各漁協にもって行って、取り締まりに協力するというようなことは、理論上可能と考えている。

鷺北委員から、レジャーとの会合の時に、釣り人が定置網に入ってくるため、その監視としてドローンの撮影は証拠になるか質問したことがある。その結果、あくまでも現行犯でしか証拠能力はなく、ドローンは無駄だと言われた。その辺がどこまで事実なのか、もしくは、それを証拠として使えるような法整備ができないのか。ドローンに関しては技術が進んでいて、自分で操縦しなくても、定期的にルートを設定し、ボタンを押したら周って戻ってくることができる。漁業者は、事故といえるくらい釣針で手を刺したりしているので、その辺の法整備をぜひお願いしたい。

(6) 次回委員会

次回の委員会は、令和5年7月27日(木)13:30より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和5年6月30日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_